

# ダイナースクラブ コーポレートトラベルシステム会員規約

## 第1条(CTS会員)

ダイナースクラブ コーポレートトラベルシステム会員（以下「CTS会員」という）とは、国際航空券の発券を希望する法人、団体、または当該法人、団体から国際航空券の発券を委託された法人、団体（以下「法人」という）であって本規約を承認のうえ、三井住友トラストグループ株式会社（以下「当社」という）に入会を申し込み、当社が入会を認めた法人をいいます。なお、法人は日本国内に本店または主たる事務所を有する者に限ります。

## 第2条(コーポレートトラベルシステム)

ダイナースクラブ コーポレートトラベルシステム（以下「CTS」という）とは、CTS会員が指定する旅行代理店等を通じて、またはCTS会員が国際航空券の発券を委託された場合はCTS会員自らあるいはCTS会員が指定する旅行代理店を通じて発券された航空券代金等の精算を当社が代行するシステムをいいます。

## 第3条(申込方法)

1.CTS会員の申し込みにあたっては、当社所定の申込書および会員番号発行依頼書を提出するものとします。

2.前項の申込みにあたっては、あらかじめ法人の代表者が指名した管理責任者および連絡担当者が、代表者に代わって行うことができるものとします。

## 第4条(契約の成立時期等)

1.CTS会員契約は、当社が法人からCTSを利用した取引の申し込みを受け付け、審査のうえ、その申し込みを承認したときに成立します。

2.本規約は、前項のCTS会員契約の内容をなすものとします。

## 第5条(CTS加盟店)

CTS加盟店とは、主に諸費用（査証代、手続手数料代、出張に係る交通費等）をCTS会員に請求するため、当社所定の加盟店申込書により申し込みした旅行代理店等をいいます。

## 第6条(CTS有効番号の発行と管理)

1.当社は、CTS会員に対し、当社所定の方法により会員番号（以下「CTS有効番号」という）および必要に応じてセキュリティコード（以下「CVV情報」という）を通知します。

2.CTS有効番号の有効期限は、当社が定めた所定の方法により通知します。当社は、CTS有効番号の有効期限までに退会の申し込みのないCTS会員で、当社が審査のうえ引き続きCTS会員と認めた場合、有効期限を更新した新たなCTS有効番号を通知します。ただし、一定期間CTS有効番号の利用がない場合は、CTS有効番号の更新を保留する場合があります。

3.CTS会員は、善良なる管理者の注意をもってCTS有効番号およびCVV情報を厳重に管理するものとします。

4.CTS会員は、CTS有効番号とCVV情報を用いて行う業務を法人または團体（以下「業務委託法人等」という）に委託（その後の再委託を含む）する場合には、当該業務委託法人等をあらかじめ会員番号発行依頼書により当社に届け出るものとします。

5.CTS会員または業務委託法人等が本規約に違反し、第三者によってCTS有効番号およびCVV情報を不正に利用された場合、CTS会員および業務委託法人等は連帯して、そのために生じた商品の購入代金、サービスの利用代金等、本規約に基づき当社に対して負担する一切の債務およびその他一切の損害について支払いの責任を負うものとします。

6.CTS有効番号とCVV情報を第三者によって不正利用されているまたはそのおそれがあると当社が判断した場合、当社はCTS有効番号を無効として、新たなCTS有効番号とCVV情報を発行できるものとし、CTS会員は、あらかじめこれを承諾するものとします。この場合、CTS会員は、当社が行う不正な利用の被害に関する利用確認や調査に協力するものとします。

## 第7条(支払責任)

CTS会員は、本規約に基づく一切の当社に対する債務について責任を負うものとします。

## 第8条(CTS有効番号の追加)

CTS会員がCTS有効番号を追加したい場合、CTS会員は、第3条に従い、申し込みを行ふものとします。

## 第9条(利用可能枠)

1.CTS会員の月間利用可能枠（以下「利用可能枠」という）は、別に定めるところによります。当社は、この利用可能枠を必要と認める場合にCTS会員に事前通知することなく変更することができるものとするほか、CTS会員ごとに利用可能枠を設定、変更することができるものとします。

2.CTS会員は、前項の利用可能枠を超えてCTSを利用した場合についても、当然にその支払いの責任を負うものとします。

## 第10条(CTSの利用)

1.CTS会員は、CTS利用にあたり発券対象企業または代理店をあらかじめ所定の申込書で指定するものとします。

2.発券対象企業または代理店が追加される場合は、CTS会員は会員番号発行依頼書で遅延なく通知するものとします。

## 第11条(CTSの取扱商品)

CTS会員がCTS加盟店を利用する際の取り扱い可能商品は次の商品に限定するものとし、他の商品は取り扱いません。

（1）国際航空券。  
（2）海外出張に伴う旅券代、査証代等の諸費用他。  
（3）海外出張に伴う国内・海外の公共交通乗用具の利用代金。

## 第12条(代金の支払)

1.CTS会員が本規約に基づき当社に対して支払うべき金員（以下「約定請求債務」という）については、原則毎月末に締め切るものとし、CTS会員は、当社指定の金融機関の口座へ振込により翌月末に約定請求債務を支払うものとします。ただし、支払期日について別途の定めがある場合はあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません。金融機関の営業日でない場合は翌営業日の支払いとなることがあります。

2.CTS会員は、約定請求債務の全部または一部が外国通貨で表示されている場合は、当社が債権を譲り受けた日または立替払いた日ににおける当社指定金融機関の為替相場を基準とした当社所定の換算率をもって換算し、当社の指定する通貨（原則として円）により当社に支払うものとします。

3.CTS会員は、本条第1項の限りに約定請求債務の履行を怠った場合は、当社所定の方法により当該約定請求債務を支払うものとします。

4.当社は、本条第1項に規定するCTS会員の毎月の約定請求債務を、請求書および利用集計レポート（以下「ご利用明細」という）等により、支払期日までにCTS会員に通知するものとします。また当社は当社都合によりCTS会員へのご利用明細等の送付方法を変更することができるものとします。

5.CTS会員が、ご利用明細の通知を受けた後、14日以内に当社に対し異議の申し立てをしなかった場合、ご利用明細の内容および約定請求債務について異議がないものと取り扱うことができるものとします。

この場合、CTS会員は、ご利用明細に記載された代金につき、当社に対し、支払義務を免れる旨の主張または返還請求することができない場合があります。

6.CTS会員が加盟店の提供する会員向けオンラインサイトにカード情報を登録し、当該サイトへのログイン等に使用するIDと入力したパスワードが一致していた場合、正当な利用者によりサービスが利用されたものとみなし、利用代金はCTS会員の負担となります。

## 第13条(立替払いの承諾等)

1.CTS会員は当社に対し、各航空会社およびCTS加盟店（以下「CTS加盟店等」という）においてCTSを利用した場合、当社がCTS加盟店等に対し立替払いを行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払いを委託しているものとみなします。CTS会員は、当社がCTS会員からの委託に基づき、CTS加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、CTS利用による取引の結果生じたCTS加盟店等のCTS会員に対する債権について、当社がCTS加盟店等に対し立替払いを行うことを決定したこと（立替払いの現実の実行の前後を問わないにより）、当社がCTS会員に対し立替払いの金相当額の債権を取得すること、この場合、当該立替払いは当社が適当と認める第三者（海外ダイナースを含みます）を経由する場合があることを承諾するものとします。

2.前項の立替払いについて、CTS加盟店等および当社は、CTS会員に対する個別の通知および承認の請求を省略するものとします。

3.本条第1項により当社が立替払いする金額は、当社所定の売上データまたは売上票の額面金額とします。

## 第14条(支払金額の充当方法)

1.CTS会員の支払った金額が本規約およびその他契約に基づき当社に対して負担する約定請求債務全額を完済するに足らない場合、当社はCTS会員に事前の通知なく、当社所定の順序・方法により、その債務にも充当できるものとし、CTS会員は異議がないものとします。

2.CTS会員の債務の弁済として支払われた金額が、当社の約定（本規約の約定もしくはCTS会員その他

弁済者との個別合意またはこれらに基づく当社の指定を含む）により期限において支払うべきものとして定まる金額を超える場合には、CTS会員および弁済者への通知なく当然に、当該超過金額につき、支払期限の到来、未到来にかかわらずCTS会員の当社に対し負担する債務（ただし当社が別途定めるものを除く）に当社所定の期日、順序・方法により充当されることについて、CTS会員はあらかじめ承諾するものとします。また、これにより弁済者との間に生じる紛議は、すべてCTS会員において解決するものとします。

## 第15条(費用の負担)

当社が法的措置に要した費用のうち、印紙代、支払督促申立費用、強制執行に要した費用、保全に要した費用、公正証書作成に要した費用は、CTS会員資格取消または退会後といえどもすべてCTS会員の負担とします。また、CTS会員が自身の調査等のために要した費用は、当然にCTS会員負担になります。

## 第16条(CTS会員資格の再審査等)

1.当社は、CTS会員の適格性について入会後、定期または隨時に再審査を行うことがあります。この場合、CTS会員は、当社の求めた資料の提出に応じなければなりません。

2.当社は、CTS会員が前項の資料の提出に応じた場合、CTS利用の停止その他必要な措置をとることができます。

## 第17条(反社会的暴力との取引拒絶)

1.CTS会員、法人の代表者、役員、入会申込者の代表者（管理責任者を含む）、CTS利用の予定者、実質的支配者、使用人、およびこれらに準ずる者（以下本条、第18条および第20条において「CTS会員等」という）は、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを約束するものとします。

## 第18条(期限の利益の喪失)

1.CTS会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、ただちにその債務を履行するものとします。

（1）支払期日に約定請求債務の支払いを1回でも遅滞した場合。

（2）自ら撤出した形態、小切手が不渡りになった場合、一般的の支払いを停止した場合または取引停止処分を受けた場合。

（3）差押、仮差押もしくは仮処分の申立ては滞納処分もしくは保全差押を受けた場合。

（4）破産手続、民事再生手続、特別清算もしくは会社更生手続の開始またはこれらに類する法的倒産手続の申立てを受けた場合または自らこれらの申立てをした場合。

（5）CTS会員の責に帰すべき事由によって、当社にによってCTS会員の所在が不明となった場合。

2.CTS会員は、次のいずれかに該当した場合は、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。

（1）本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。

（2）その他のCTS会員の信用状態が著しく悪化した場合。

## 第23条(遅延損害金)

CTS会員は、約定請求債務の支払いを遅滞した場合、支払期日の翌日から支払済みに至るまで約定請求債務に対し、また期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失の日から完済日に至るまで、年率で14.56%（うるう年は14.60%）を支払った額の遅延損害金を支払うものとします。なお、遅延損害金の計算はすべて、年365日（うるう年は年366日）の日割計算とします。

## 第24条(CTS加盟店の指定の取消)

CTS加盟店がCTS加盟店として不適格となった場合には、当社はいつでもCTS会員の当該CTS加盟店に対する指定を取り消すことができるものとします。

## 第25条(紛議の解決)

CTS会員が、CTS利用により発生した紛議は、原則CTS会員とCTS加盟店またはCTS会員と各航空会社との間で解決するものとし、その解決の有無は当社に対する約定請求債務の支払いを拒否する理由ではありません。

## 第26条(CTS有効番号またはCVV情報の紛失、盗難、不正利用と再通知)

1.CTS会員のCTS有効番号またはCVV情報が紛失、盗難を含め他人に不正に利用された場合、そのCTS有効番号利用に起因して生じる一切の支払いについては本規約を適用し、すべてCTS会員が支払いの責任を負うものとします。ただし、CTS会員が紛失、盗難等の事実を届け、かつ所定の書類を当社に提出した場合には、当社が紛失、盗難等の連絡を受理した日の60日前以降発生した損害について、第2条でCTS会員が指定する旅行代理店等および第5条で定めたCTS加盟店における情報漏えい等を含む、旅行代理店等およびCTS加盟店側の過失により発生した不正利用被害については、CTS加盟店における情報漏えい等の発生日以降発生した損害について、当社はCTS会員にその支払いを免除します。

2.前項のただし書きの定めにかかるわざ、次の各号のいずれかに該当する場合には支払免除の対象とはなりません。

（1）紛失、盗難等による不正利用がCTS会員の故意または過失によって生じた場合。

（2）紛失、盗難等による不正利用がCTS会員または業務委託法人等の役員・従業員や取引先等の関係者の犯行によって生じた場合。

（3）CTS会員が本規約第2条でCTS会員が指定した旅行代理店等および第5条で定めたCTS加盟店以外でCTS有効番号およびCVV情報を利用していた場合。

（4）本規約に違反している状況において紛失、盗難等が生じた場合。

（5）CTS会員が当社の請求する書類の提出を拒みまたは提出した書類に虚偽の申請をした場合は当社が行う不正利用被害調査に協力しない場合。

3.CTS有効番号およびCVV情報の再通知は、当社が適当と認めた場合に行います。

## 第27条(届出事項の変更)

1.CTS会員は、当社に届け出た商号、住所、電話番号、代表者、管理責任者、連絡担当者、支払口座、事業の内容、取引を行う目的、対象商品、CTS加盟店、業務委託法人等、CTS有効番号等に変更が生じた場合は、遅滞なく当社所定の方法により届け出るものです。

2.前項の届出がないために当社からの通知、送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合には、通常到着すべきときにCTS会員に到着したものとみなします。ただし、前項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、この限りでないものとします。

## 第28条(情報の提供)

当社は、CTS会員情報ならびに当社とCTS会員との間のCTSを利用した取引および利用金額を含むCTS利用に係る一切の情報について、三井住友トラストグループ株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社（金融商品取引など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取り扱いとします）、ダイナースクラブインターナショナル、ダイナースクラブ・フランチャイズに情報提供できるものとし、CTS会員はこれをあらかじめ本規約をもって承諾するものとします。

## 第29条(国外為替および外国貿易管理に関する諸法令の適用)

当社は、国外為替および外国貿易管理に関する諸法令等による必要が生じた場合は、CTS会員に対し所定の書類の提出を求めることがあります。またCTS利用の制限または停止をすることがあります。

## 第30条(書類の提出)

1.当社は、諸法令等による必要が生じた場合、CTS会員に対して所定の書類の提出を求めることがあります。

2.当社は、定期または随時にCTS会員に対して当社が必要とする本人確認またはCTS利用確認のための書類等の提出を求めることがあります。CTS会員はこれに応じるものとします。

3.CTS会員が本条第1項および前項の定めに従わなかった場合等、当社が必要と判断した場合には、当社は、CTS会員のCTS利用の制限もしくは停止をすることあります。

4.CTS会員は、前項の定めにより当社がCTS利用の制限もしくは停止をした場合でも、本規約の定めに従わなければ、当社への債務を支払うものとします。</